第４次イノシシ管理計画（案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第７条の２及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和９年度～令和 13 年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

１　生息分布　県内全域

２　生息頭数　6,223 頭

（令和６年度時点推定個体数）

◇被害状況

農業被害（水稲、芋類、野菜等）

約 6,400 万円（R7）

◇課題

１　捕獲や防護柵整備といった対策は進んでいるものの、生息域の拡大に伴い農作物被害が増加している。

２　農作物被害の低減につながる個体数管理を推進するため、生息密度や被害状況を継続的に把握し、効果的な捕獲対策へ反映させる必要がある。

〈基本目標〉

１　県内全域を対象とした**積極的な捕獲**による個体数の抑制に加え、**重点捕獲地域においては捕獲を強化**し、**生息密度の低減**を図る

２　防護柵の設置や加害個体の捕獲による**農作物被害等の軽減**を図る

３　人の生活圏へ寄せ付けない環境づくりを推進し**人身被害及び生活環境被害を防止**する

〈計画の概要〉

◇管理の実施

１　個体数管理

⑴　県内全域を対象とした積極的捕獲の推進

⑵　生息密度調査結果に基づく**高密度地域の把握**と**当該地域における捕獲の強化**

２　被害防止対策

⑴　防護柵の設置促進及び適切な維持管理の支援

⑵　地域ぐるみの被害防止体制の整備

⑶　農地周辺における有害鳥獣捕獲の推進

３　生息環境管理

やぶの刈払い、耕作放棄地の適正管理、放棄果樹や収穫残さの除去等による生息環境管理を推進

４　モニタリング

⑴　農作物被害状況の把握

⑵　防護柵設置状況等の把握

⑶　捕獲情報の収集

⑷　生息状況調査に基づく生息密度の把握

◇その他管理のために必要な事項

１　各機関の果たす役割

県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割

２　普及啓発

イノシシの生態、捕獲技術、被害防止対策、生息環境管理等に関する研修会の実施

３　他県との連携

宮城県、秋田県及び青森県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換

４　その他

⑴　鳥獣被害防止計画との調整

⑵　錯誤捕獲対応の実施体制

⑶　感染症及び安全対策の実施

⑷　捕獲の担い手の確保・育成

⑸　市街地出没時の対応

〈今回追加・修正する主な項目〉

１　生息状況調査に基づく**密度管理の導入**

２　密度管理を踏まえた**重点捕獲地域の設定**

３　捕獲及び防護柵設置による効果の検証に向けた**モニタリング調査の実施**

４　市街地出没時対応の追加

※１～３の実施イメージは次ページ参照

■重点捕獲及び防護柵設置の実施と検証のイメージ



